

◇女性差別撤廃条約採択 30 年・「北京+15」◇

私たちの求める ワーク・ライフ・バランス

～雇用の保障と家族政策の充実を～

日時：4月24日（土）

10:20～16:15（10:00 入場開始）

会場：在日韓国 YMCA

地下1階「Y スペース」

参加費 1,500 円

*会場案内
は裏面に

基調講演

「私たちの求める ワーク・ライフ・バランス」

～雇用の保障と家族政策の充実を～

講師 竹中恵美子さん

（大阪市立大学名誉教授）

シンポジウム

「人間らしい働き方と 生活を築くために」

～労働・時間・家族政策をめぐって～

- 均等法から 25 年、働く女性の今
酒井和子さん（均等待遇アクション 21）
- 時間政策とアンペイドワーク、
「ワーク」と「ライフ」を捉えなおす
久場嬉子さん（東京学芸大学名誉教授）
- 男性稼ぎ主型家族政策を見直す
- 子育てを中心に
清水澄子さん（J女性会議常任顧問）
- コメント
竹中恵美子さん
- コーディネーター
東定喜美子さん（J女性会議共同代表）

女性差別撤廃条約採択 30 年、今年は北京世界女性会議から 15 年です。しかし、日本政府の対応は遅々として進んでいません。

自公政権による構造改革と経済不況で雇用や福祉が破壊され、女性は非正規雇用が過半数を超え、働く女性の 4 割以上が年収 200 万円以下の貧困層です。男性稼ぎ手モデルの社会システムのもとで、女性は、育児・介護などのケア労働（無償労働）を担いながら、職場では賃金や待遇が低く抑えられ、これが生涯を通じた女性の貧困の原因となっています。

今、政府は「子どもを育てながら、女性も男性も多様な働き方を選択できる」ことを「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の目的にしていますが、家族におけるケアを私的な義務（アンペイドワーク）とするかぎり、多様な働き方を選択ができるのは、「非正規」ではなく、一部の「正規労働者」であり、女性ではなく男性が有利となることでしょう。

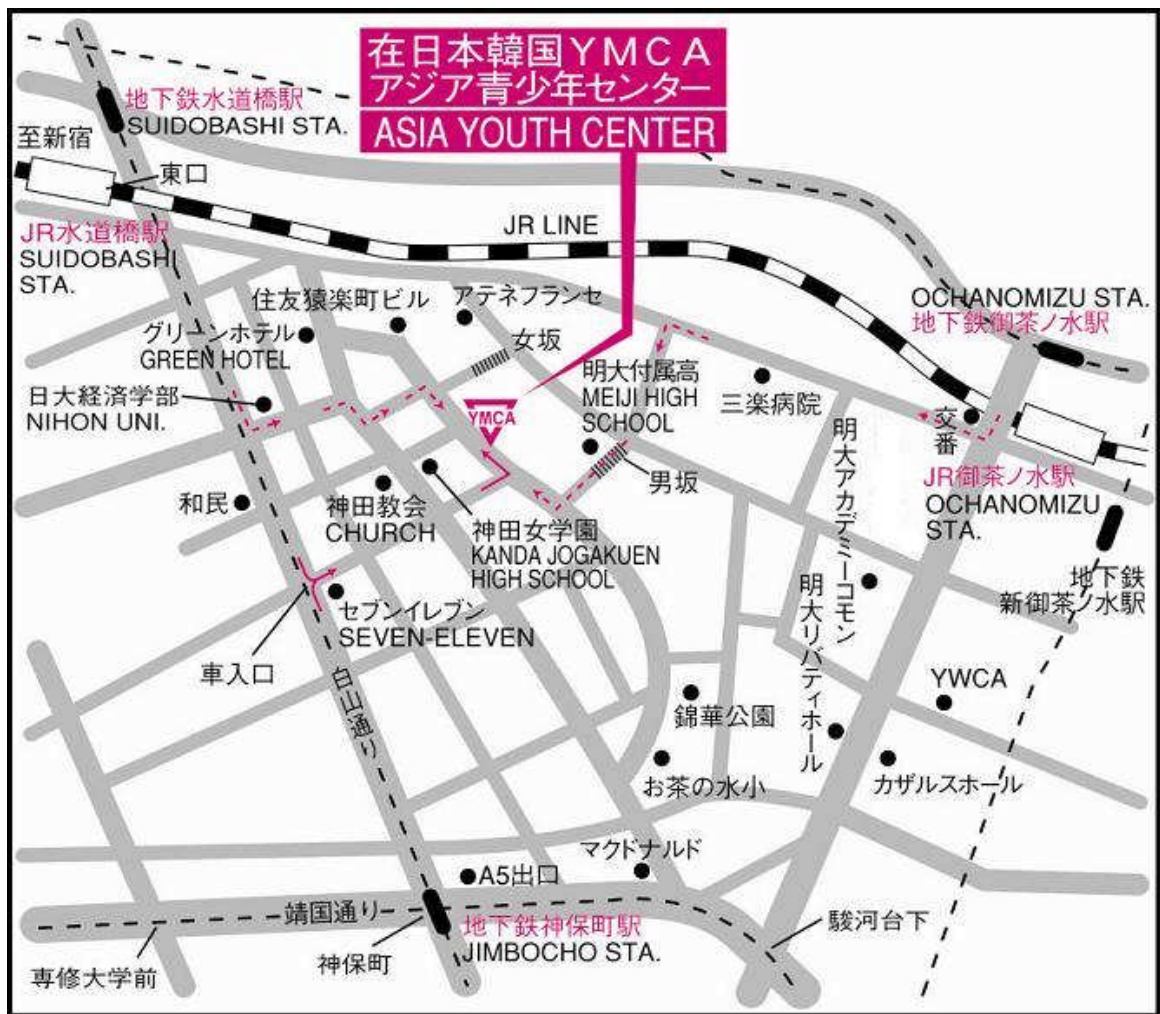
新政権に、北京行動綱領が提起したアンペイドワークをとりあげる政策を要求していきましょう。

人間らしい働き方と生活のために、どのような「ワーク・ライフ・バランス」を求めるべきか、どのような政策が必要なのか、学習し問題を明らかにしましょう。

ぜひ、多くの女性の参加を呼びかけます。

主催：J女性会議

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-2
TEL.03-3816-1862 FAX.03-3816-1824
E-mail i.onna@tcn-catv.ne.jp



(会 場)

在日韓国YMCA (アジア青少年センター) 地下1階ホール「Yスペース」

住所：東京都千代田区猿楽町 2-5-5 電話：03-3233-0611

ホームページ：<http://www.ymcajapan.org/avc/jp/>

最寄り駅：JR 水道橋駅東口より徒歩5分、

地下鉄 都営三田線水道橋駅 A1 出口より徒歩7分

〃 〃 神保町駅 A5 出口より徒歩9分

〃 千代田線新お茶の水駅 B1 出口より徒歩9分

〃 丸の内線お茶の水駅 2 番出口より徒歩9分